

# 「桜」夕食会酒持ち込み無料

## ホテル側、違法寄付の恐れ

安倍晋三元首相の後援会が「桜を見る会」前日に開催した夕食会を巡り、二〇一五―一九年に計四回、会場として使用されたホテルニューオータニ（東京都千代田区）が一般にかかると類の持ち込み料を無料にしていただけが、安倍氏の元秘書の刑事確定記録で分かった。夕食会では、サントリ―ホールディングスが三年間に四百本近い酒類を安倍氏側に無償提供していた問題が判明。ホテル側のサービスも、企業から政治家の政治団体への違法な寄付に当たるとの指摘がある。

政治資金規正法違反罪で罰金の略式命令が確定した配川博之元公設第一秘書の刑事記録によると、ホテル側が出した二五年と二七―一九年の見積書で、いずれも「ウイスキー、焼酎、ワイン持ち込み料」の欄に「サービス」と書かれていた。一五年の見積書では、持ち込み料の単価とみられる「@3000」との記載があった。

ホテル作成の別の資料によると、安倍氏側は二七―一九年に計三百八十二本の酒類を持ち込んでおり、三

年間で計約百万円相当がサービスされた計算になる。ホテルの担当者も、持ち込み料の一般的な単価は三万円程度と説明。夕食会で無料にしたかについては「個別の案件には答えられない」とした上で、「持ち込み料金は案件に応じて決まっており、無料にするケースもある」とした。

政治資金規正法は、企業が政党や政治団体の政治資金に提供することを禁じている。夕食会は「安倍晋三後援会」（山口県）が

主催し、ホテルからの領収書は資金管理団体「晋和会」（東京都）宛てに発行されていたが、両政治団体の収支報告書にホテルからの寄付の記載はない。

政治と金の問題に詳しい上原博之・神戸学院大教授は「ホテル側は夕食会の趣意を全て把握した上で、持ち込み料を無料とした金額の領収書を晋和会宛てに発行しており、企業からの政治団体への違法な寄付に当たる可能性がある」と指摘。「収支報告書に記載す

る義務がある政治団体へのサービスと、一般人へのサービスとは意味合いが異なる。単なる「割引」では済まない」と批判した。（小沢 憲二）